

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年2月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100098号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100055号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成27年12月24日から平成28年1月1日に訂正し、平成27年12月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成27年12月24日から平成28年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、平成27年12月24日から平成28年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を、上記訂正後の平成28年1月1日から同年4月1日に訂正し、平成28年1月から同年3月までの標準報酬月額については、19万円とすることが必要である。

また、平成28年1月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成6年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月24日から平成28年4月1日まで

私は、平成27年9月24日から平成28年3月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成27年12月24日とされている。その後も継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者とされていない。1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、同じ事業所の同様の業務に従事している労働者の4分の3以上であり、厚生年金保険に強制加入であったと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 A社の回答、同社から提出された請求者に係る賃金台帳、試用期間満了予告通知書、アルバイト雇用契約書及び勤務表によると、請求者は、雇用形態の変更があったものの、事業主が、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成27年12月24日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に提出してからも平成28年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の回答及び上記アルバイト雇用契約書の就業時間に係る記載内容によると、請求者は請求期間において、厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたものと認められる。

さらに、請求期間のうち、平成27年12月24日から平成28年1月1日までの期間については、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び支給控除一覧表により、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額19万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

したがって、平成27年12月の標準報酬月額については、A社から提出された請求者に係る賃金台帳により確認できる本来の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成27年12月24日から平成28年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成27年12月24日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成27年12月24日から平成28年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成28年1月1日から同年4月1日までの期間については、請求者から提出された平成28年度分給与所得の源泉徴収票（アルバイト分）の社会保険料の金額は、A社から提出された請求者に係る勤務表、取引明細書（雑給）、アルバイト雇用契約書及びB銀行から提出された請求者に係る流動性預金元帳により確認できる給与振込額から推認できる給与支給額を基に算出される平成27年12月から平成28年3月までに係るアルバイト分の雇用保険料額と一致することから、平成28年1月から同年3月までの厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていなかったものと推認できる。

また、請求者から提出された平成28年4月分給与支払明細書によると、同年3

月の厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

このほか、平成 28 年 1 月から同年 3 月までの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

したがって、平成 28 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額については、A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から 19 万円とすることが妥当である。

また、平成 28 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、上記のとおり厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、厚生年金特例法による保険給付の対象にはならないため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100100号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100056号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和29年8月1日、喪失年月日を昭和35年10月11日に訂正し、昭和29年8月から昭和30年9月までの標準報酬月額を4,000円、同年10月から昭和31年9月までの標準報酬月額を3,000円、同年10月から昭和32年9月までの標準報酬月額を4,000円、同年10月から昭和33年7月までの標準報酬月額を5,000円、同年8月から昭和34年9月までの標準報酬月額を7,000円、同年10月から昭和35年9月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和29年8月1日から昭和35年10月11日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により訂正することが必要であるところ、当該期間は脱退手当金支給済期間と記録されていることから、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とはならない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年8月頃から昭和35年10月頃まで

私(請求者)の母親(訂正請求記録の対象者)は、請求期間においてA社に販売員として勤務していたが厚生年金保険の記録がない。

私の母親がA社に勤務していた当時の写真、シフト表メモ(班別名簿、週番組合せ)、感謝状、表彰状、OB会の写真及び同社の元事業主の追悼誌に掲載された母親の追悼文の写しを提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係るシフト表メモ（班別名簿、週番組合せ）、感謝状、表彰状、写真及びA社の元事業主の追悼誌に掲載された訂正請求記録の対象者による追悼文の写し並びにB社（平成28年10月1日A社を組織変更し設立）の回答及び請求期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者の回答により、訂正請求記録の対象者は、請求期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、訂正請求記録の対象者の旧姓（漢字3文字）とは1文字が異なり、生年月日とは月日が異なるが、名前及び生年が訂正請求記録の対象者と一致し、厚生年金保険の被保険者期間が請求期間とおおむね符合する厚生年金保険の被保険者記録（厚生年金保険の手帳記号番号「*」。資格取得年月日は昭和29年8月1日、資格喪失年月日は昭和35年10月11日）が確認できるところ、オンライン記録によると、当該被保険者記録は基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（以下「未統合記録」という。）であることが確認できる。

さらに、B社及び請求期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者は、請求期間当時、同社では全従業員を厚生年金保険に加入させていた旨回答している上、上記シフト表メモ（班別名簿、週番組合せ）には訂正請求記録の対象者を含む43人の氏名が確認できるところ、被保険者名簿及びオンライン記録によると、訂正請求記録の対象者を除く全員が同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録が確認できる。

加えて、請求期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者は、訂正請求記録の対象者は同社に正社員として勤務していた旨回答している一方、上記未統合記録の氏名の者を記憶している者はいない。

また、オンライン記録によると、上記未統合記録の氏名及び生年月日と同一の被保険者記録はほかに見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は訂正請求記録の対象者の記録であり、A社は、訂正請求記録の対象者が昭和29年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和35年10月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記未統合記録に係る厚生年金保険被保険者台帳及び被保険者名簿の記録から、昭和29年8月から昭和30年9月までは4,000円、同年10月から昭和31年9月までは3,000円、同年10月から昭和32年9月までは4,000円、同年10月から昭和33年7月までは5,000円、同年8月から昭和34年9月までは7,000円、同年10月から昭和35年9月までは8,000円と

することが妥当である。

なお、請求期間については、オンライン記録において、上記未統合記録が脱退手当金支給済期間と記録されていることから、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とはならない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100097号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2100005号

第1 結論

請求期間①から④までについては、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年1月から昭和46年2月まで
② 昭和46年7月から昭和48年9月まで
③ 昭和49年9月から同年12月まで
④ 昭和50年2月から昭和51年3月まで

国の記録によると、私の請求期間①から④までの国民年金保険料は未納と記録されているが、私の叔母が、私の全ての請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者は、大学に入学したことを機に、叔母の夫がA県B市で経営する事業所の寮として使用していたアパートに1年程度居住し、同事業所でアルバイトを行っていたことがあり、請求期間①から④までの国民年金保険料については、全て叔母が納付してくれていた旨主張していることから、請求者の叔母及びその夫に対して請求者に係る国民年金保険料の納付について文書照会したところ、叔母は、納付方法は不明だが請求者がアルバイトを行っていた期間中は国民年金保険料を納付していたかもしれない旨回答し、叔母の夫は、妻が請求者の国民年金保険料を納付していたとすれば、請求者がアルバイトを行っていた期間中は納付していたのではないかと回答しているものの、叔母は、請求者に係る国民年金の資料を所持していないため、請求者に係る国民年金保険料の納付について確認できない。

一方、請求期間①から④までの期間当時、初めて国民年金被保険者資格を取得す

る場合は、住所地の市区町村長に国民年金被保険者資格取得届を提出し、当該届に基づき払い出された国民年金手帳記号番号の国民年金手帳又は国民年金保険料の納付書により国民年金保険料を納付することとされていたところ、請求期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号*（請求者の基礎年金番号に統合済み。）が払い出されていることが確認できるものの、B市が作成した請求者の国民年金被保険者名簿の検認記録欄及びA県の年度別納付状況リストにおいて、請求期間①の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない上、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、上記国民年金被保険者名簿によると、「45.7.15 手帳発行」と記載されていることから、請求者に対して国民年金手帳が発行されたことがうかがえる昭和45年7月15日時点で、C社会保険事務所（当時）から請求期間①のうち同年1月から同年3月までの国民年金保険料に係る過年度分の納付書が発行された場合は、過年度分の国民年金保険料として納付することが可能であったが、前述のとおり当該期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、上記国民年金被保険者名簿には、請求者が国民年金被保険者資格を喪失した記録はなく、請求者がD県E市（現在は、F市）に異動した昭和46年4月16日時点で、同市に国民年金被保険者住所変更届を提出していた場合には、同市において上記国民年金手帳記号番号による国民年金被保険者名簿が作成され、G社会保険事務所（当時）から請求期間①に係る過年度分の国民年金保険料の納付書が発行されるどころ、請求者は、上記国民年金被保険者名簿に「不在 46.10.5」と記載されていることから自身の国民年金の手続を行っておらず、国民年金保険料の納付書を見たことがない旨陳述している上、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿は確認できず、請求期間①の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。また、同日以降、住所を同市に異動した請求者に対して前住所地であるB市を管轄するC社会保険事務所から請求期間①に係る過年度分の国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、請求期間①に係る過年度分の国民年金保険料は納付できなかったと考えられる。

加えて、請求期間①にE市に払い出された国民年金手帳記号番号が確認できる国民年金被保険者台帳管理簿又は国民年金手帳記号番号払出簿に請求者の氏名は見当たらず、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿は確認できないことから、同市に異動した請求者に対してG社会保険事務所から請求期間①に係る過年度分の国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

請求期間②、③及び④について、請求者は、戸籍の改製原附票により、請求期間②、③及び④の住所地であるE市において、自らの国民年金の手続を行っていない旨陳述している上、請求期間②、③及び④において同市に払い出された国民年金手帳記号番号が確認できる国民年金被保険者台帳管理簿又は国民年金手帳記号番号

払出簿に請求者の氏名は見当たらず、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿は確認できない。

また、オンラインシステムによる請求者の氏名及び類似の氏名での検索並びに年金情報総合管理・照合システムによるD県内に払い出された国民年金手帳記号番号の請求者の氏名での検索を行ったものの、請求者の基礎年金番号として管理されている国民年金手帳記号番号*及び請求者の基礎年金番号に統合された国民年金手帳記号番号*とは別の国民年金手帳記号番号が請求者に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

請求期間③及び④について、上記戸籍の改製原附票によると、請求者は、昭和51年7月19日に住所をE市からH県I市に異動しており、当該住所が記載された国民年金被保険者台帳において、請求者は、新たに払い出された国民年金手帳記号番号*により、昭和49年12月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、昭和51年7月19日時点で請求期間③のうち昭和49年12月及び請求期間④の国民年金保険料は過年度分の国民年金保険料として納付することが可能であったが、請求者は国民年金保険料の納付書を見たことがない旨陳述している上、上記国民年金被保険者台帳において当該期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

また、上記国民年金被保険者台帳の昭和49年11月の欄には「この月まで納付不要」と押印されており、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日を同年9月11日、資格喪失年月日を同年12月1日とする処理が平成23年6月3日に行われたことが確認できることから、請求期間③のうち昭和49年9月から同年11月までの期間に係る上記国民年金手帳記号番号*による国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

このほか、請求者は、請求期間①から④までに係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況が不明であり、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。